

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年7月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 德
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 商工労働部
2 監査対象年度 平成30年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成31年4月22日
経営支援課	令和元年5月21日
労働政策課	〃
産業政策課	令和元年5月30日
企業立地推進課	〃
大阪事務所	令和元年6月10日
計量検定所	令和元年7月9日
高等技術学校	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

県外旅費の支給について、その他諸雑費を誤って支給しているものがあった。 (労働政策課)

イ 契約について

清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。 (高等技術学校)

(3) 檢討指示事項

該当事項なし